

令和2年度

第5回観音寺市農業委員会定例会

議事録

令和2年8月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年8月20日（木） 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18人

1番 森川 光典（会長）
2番 合田 政光
3番 小西 修
4番 荻田 昇吾
5番 黒田 直文
6番 富田 敏弘
7番 石井 崇雄
8番 豊田 敏計
9番 斎藤 照久
10番 中村 能身
11番 石川 素康
13番 岡下 定幹
14番 小出 章寛
15番 合田 亘
16番 山内 春雄
17番 川下 肇
18番 合田 朝子
19番 今井 康博（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 観音寺市農地利用集積計画（案）について

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	合田 尊男
事務局次長（農政管理係長）	藤村 佳広
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第5回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、4番荻田委員、並びに13番岡下委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和2年8月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲受人は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定新規就農者である譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

2番の申請地は三豊市との市境に所在しており、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったものです。譲受人は申請地の隣接地や近隣の農地を所有しており、農地を取得し経営規模の拡大を図るものです。

3番の申請は、残存小作地の解消を図るもので、県外に在住し高齢の譲渡人から、小作人である譲受人に所有権を移転するものです。

以上3件の申請につきましては、全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

続きまして2番について、小西修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 続きまして3番について、山内春雄 委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました

全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年8月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は9件です。

議案書5ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅で、使用賃借権を設定しようとするものです。申請者の高橋和男様の父である高橋和幸様から貸借するものです。

1の申請場所は、出作町字西側268-1で中部中学校から東約550mに位置し、市道出作1号線に接する都市計画区域内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目田の322m²です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建107.25m²で土地利用率は33.31%です。

転用目的は、一般住宅です。現在は、夫婦と子供1人で借家暮らしをしていますが、手狭になり、両親に子どもの面倒を見てもらうため、また、将来的に両親の世話をしたいため、夫の実家近隣に住居を構えるための転用申請であります。

2番の転用目的は一般住宅で、使用賃借権を設定しようとするものです。申請者の中野奈苗様の母である松村れいこ様から貸借するものです。

申請場所は、栗井町字下竹成1455-5で栗井小学校から東約100mに位置し、市道栗井公民館線に接する都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が畠370m²です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建103.19m²で土地利用率は27.89%です。

現在は、夫婦と子供1人で借家暮らしをしていますが、手狭になり、両親に子どもの面倒を見てもらうため、また、将来的に両親の世話をしたいため、妻の実家近隣に住居を構えるための転用申請であります。

3番の申請者は井上神社代表役員拓殖英憲様で、観音寺市大野原町萩原に主たる事務所を置き昭和28年設立で、昔から地域で親しまれている祠の管理等を行う宗教法人です。

転用目的は祠の移設で、所有権移転をしようとするものです。

地域の総代会で話し合ったところ、譲渡人の齋藤道和（さいとうみちかず）さんから寄付の申し出があり、無償の所有権移転となりました。

申請場所は、大野原町萩原字大塚1540-5で大野原支所から南東約1600mに位置し、県道観音寺佐野線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田29m²です。

利用計画ですが、祠、幟立、お供え台、水鉢です。

転用に至った理由ですが、萩原1453-3にある祠が、道路拡張工事により立退きしなければならないため、300mほどの距離にあり、神事の際に車輌駐車場が確保できる場所を選んでの転用申請であります。

4番の申請者は株式会社三好建設代表取締役 三好 尚博様で、観音寺市大野原町大野原に主たる事務所を置き昭和58年設立、資本金3000万円で、土木工事の設計、施工及び請負を営む法人です。

転用目的は駐車場・資材置場で、賃借権の設定をしようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字寺上2629-4で大野原支所から南東約2400mに位置し、市道寺家（じけ）寺上線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地1236m²で

す。

利用計画ですが、現場事務所 19.80 m²と簡易トイレ 1.50 m²、合計 21.3 m²です。

転用に至った理由ですが、平成 29 年 10 月に一時転用許可を受けて、許可となり使用しておりました。許可の当初予定した区域の西讃南部地区の農道工事は終了しましたが、今後も別区域の西讃南部地区の農道工事が続いており、近隣の別工事も受注しております。今後も近隣で工事が多数見込まれることからの転用申請であります。

5 番の転用目的は進入路で、有償の所有権移転をしようとするものです。

5 の申請場所は、大野原町大野原字三反田 2604-3 で大野原中学校から北西約 1500m に位置し、国道 11 号線に接する都市計画内非線引き地域区域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 78 m²です。

併せ地は宅地 3051.28 m²、申請地との合計は 3129.28 m²です。

利用計画ですが、(有) 西岡産業様に貸資材置き場として貸し出す予定です。

貸資材置き場とするときに、大型トラックの進入が困難なため、隣接地の売買を検討していたところ、農地の管理が難しくなった譲渡人と話がまとまり、農地転用に至りました。

6 番の申請者は株式会社大建代表取締役大平勝博様で、観音寺市大野原町大野原に主たる事務所を置き H5 設立、資本金 2000 万円で、土木工事一式及び建築工事一式の設計施工を営む法人です。

転用目的は駐車場・資材置場で、所有権（有償）しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字上植松 3428 で大野原小学校から北西約 1050m に位置し、国道 11 号線に併せ地が接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 845 m²です。

併せ地は宅地 2460.76 m²、合計で 3573.76 m²です。

現在は、会社敷地内に会社保有のトラック等と従業員の自家用車を駐車していますが、会社の業務拡大に伴い、現在の会社敷地を会社保有のトラック等の駐車スペースとして利用し、申請地に 21 台分の従業員駐車場を整備することで、業務の円滑化に資するための隣接地の売買を検討していたところ、遠方に住んでおり農地の管理が難しくなった譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

7 番の転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。貸人の藤井隆弘様は借り人の坂本沙妃さまの父にあたります。

申請場所は、大野原町大野原字清水池 5358-1 で大野原支所から南西約 1150m に位置し、市道四軒屋線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 268 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟 2 階建 83.03 m²で土地利用率は 30.98%です。

現在は、夫婦と子供 1 人で借家暮らしをしているが、手狭になり、両親に子どもの面倒を見てもらうため、また、将来的に両親の世話をしたいため、妻の実家近隣に住居を構えるための転用申請であります。

8 番の申請者は社会福祉法人光志福祉会理事長喜井規光様で、丸亀市川西町南に主たる事務所を置き H23 年設立、資本金 4 億 7108 万円で、第一種社会福祉事業等を営む法人です。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町姫浜字宮前後（みやぜんご）87-1 外 4 筆で豊浜中学校から北西約 870m に位置し、市道觀音寺大野原豊浜線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 533 m²です。併せ地は宅地 1611.61 m²、合計で 3032.61 m²です。

現在、敷地内と進入路部分に約 20 台分の駐車場はありますが、従業員が 18 名おり、社用車が 2 台あるため交代勤務の引継ぎの時などには混雑して危険であり、常に駐車場が不足気味で面会に来る利用者の家族に不便な思いをかけています。また、施設の利用者に敷地内の散歩などのレクとして敷地を利用してほしいため、今回の転用計画で新たに 38 台分の駐車場を整備し、安全性の向上と施設利用者の満足度の向上を考え近隣の土地を探していたところ、農地の管理が難しくなった譲渡人と話がまとまり農地転用に至りました。

9 番の転用目的は一般住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字下堂の前（しもどうのまえ）甲 2328-1 で豊浜小学校から南西約 1380m に位置し、市道下堂前線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が畠 73 m² です。併せ地は宅地 410 m²、合計で 483 m² です。

利用計画ですが、申請地に既存住宅の駐車場を設置しようとするもので、併せ地にある既存建物は居宅 1 棟 2 階建 153.53 m² で土地利用率は 31.79% です。

住宅の駐車場スペースが狭く近隣で 3 台分の駐車スペースを探していた譲受人と高齢により農地の管理に苦慮していた譲渡人で話がまとまり、農地転用に至りました。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、齋藤 照久 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3 番、4 番については、岡下 定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 5 番、6 番については、石川 素康 委員 から補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 7 番について 山下 大輔 委員が欠席のため、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

8 番、9 番について 川下 肇 委員、補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 それでは議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 3 号非農地証明願について、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和 2 年 8 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 2 件です。

1 番の申請地は、観音寺市出作町字大道下 912 番で、観音寺市立中部中学校から東に約 800m に位置し、登記地目は田、現況地目は宅地で、面積は 337 m² です。昭和 23 年頃より宅地として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地であったことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2 番の申請地は、観音寺市大野原町丸井字志留谷 1592 番 6 外 1 筆で、燧望苑から南南東に約 1 km に位置し、登記地目は畠、現況地目は山林で、面積は合計 6,779 m² です。

平成 7 年頃に申請者の父：が高齢により傾斜地である申請地の耕作を放棄されたことで山林化したもので、平成 9 年の航空写真では山林化していることを確認しております。

よって、非農地の認定基準である「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰瘍（かずいはい）し、農地として復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第 4 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長）事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番については、小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長）2番については、小出 章寛 委員 補足説明を行います。

小出委員 特に問題ありません。

議長（会長）地区委員さんより補足説明がありました全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長）異議がないようですので、議案第3号「非農地証明願について」は、承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の10ページをお開きください。

議案第4号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和2年8月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の11から13ページをご覧ください。議案第4号別紙の農用地利用集積計画（所有権移転）令和2年8月31日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通した農地の売買です。2ヶ月前の6月定例会で、所有者8名の7筆において、農地機構への所有権移転の申し出をご承認いただき、移転登記が完了しました。

今回は、その農地について、農地機構から買受希望者への所有権移転となります。

1番の譲受人は、大野原町花稻在住の入江さんで、父との間で家族経営協定を締結して農業経営を行っている認定農業者です。申請地は平成2年に基盤整備が行われており、経営農地に近接しているため更なる集約化が図られるものです。

2番の譲受人は、池之尻町在住で前農業委員の近藤さんで水稻や露地野菜を栽培しています。申請地は、平成元年に基盤整備が行われており、自宅や経営農地に近接しているため更なる集約化が図られるものです。

なお、こちら2件の申請につきましては、8月7日に利用調整会議を開催し、譲受人と地区農業委員さんにご出席いただきまして、農地機構との間で、細部の調整は完了しております。

次の14ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、

令和2年8月31日公告（案）ですが、

こちらは、経営移譲年金の受給のための申し出です。次の15ページで、今回は、1件の9筆、合計面積3,932m²について受人の方に利用権設定するものです。

次の16ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年8月31日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

高室地区 7,364m²

常磐地区 3,499m²

柞田地区 396m²

木之郷地区 3,691m²

豊田地区 5,447m²

栗井地区 2, 491 m²

大野原地区 16, 900 m²

豊浜地区 8, 498 m²

です。

合計、田50筆、畠5筆、面積48, 286 m²となっております。

今月は30件の申出がありました。

特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の33ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年8月31日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

柞田地区 1,352 m²

豊田地区 6,121 m²

栗井地区 2,940 m²

大野原地区 2,221 m²

豊浜地区 18,090 m²

合計、17件、田39筆、30,724 m²です。

賃借が10件、使用賃借が7件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の34ページから42ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による賃借で、令和2年9月1日付で設定される賃借となります。

今月は、認定農業者が12件、農業法人で認定農業者が1件、認定新規就農者が3件となっています。

議案第4号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第4号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長 議案第5号について、説明させていただきますので、議案書43ページをご覧ください。

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和2年8月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の44ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた賃借については、基本的に一括方式となったことから、議案第4号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画による

ものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件9件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、10月1日からとなります。

議案第5号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和2年度第5回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>